

北京三友知識産権代理有限公司

2006年第2号(全第49号) 2006年2月1日発行

展会知的財産権保護規則 が公布される

国家工商行政管理総局商標局と商標審判委員会は、 商標審査基準 を公表

CCTV2005 創新盛典で発表、26件の製品がイノベーション大賞に輝く

フェレロチョコレートに損害賠償70万人民元が支払われる

上海張小泉は、権利侵害で損害賠償8万人民元を言い渡される

2005年中国知的財産十大ニュースが発表される

人民法院が受理した知的財産事件は、三割近く増加する



展会知的財産権保護規則 が公布される

<http://sbj.saic.gov.cn/pub/show.asp?id=422&bm=sbyw>

展会知的財産権保護規則 が、既に商務部、国家工商行政管理総局、国家版權局、国家知識産権局の審議で可決、公布され、二〇〇六年三月一日から施行される。



国家工商行政管理総局商標局と商標審判委員会は、 商標審査基準 を公表

<http://sbj.saic.gov.cn/pub/show.asp?id=413&bm=sbyw>

国家工商行政管理総局の認可を受けて、12月31日、国家工商行政管理総局商標局と商標審判委員会は、共同で、 商標審査基準 を公布し、かつ“中国商標網”上で公表した。

商標審査基準 には、七部分の内容が含まれており、商標とすることが



できない標章の審査、商標の顕著な特徴の審査、商標の同一、類似の審査、立体商標の審査、色彩商標の審査、団体商標と証明商標の審査、特殊標章の審査に分けられている。そのうち、前五部分は、関連する商標関係法律法規の条文について解釈しており、これに指導性と運用性をさらに有するものとしている。後二部分は、主に 団体商標、証明商標の登録及び管理規則 と 特殊標章管理条例 の関連内容を導入している。

商標審査基準 の公布は、商標審査基準の統一、商標実体審査業務の規範化、商標行政の情報公開促進に対して非常に重要な作用を有している。

C C T V 2005 創新盛典で発表、26 件の製品がイノベーション大賞に輝く

中国知識産権報 2006-1-9

正月 2 日、国家知識産権局、中央電視台が共同で放送した年度特別番組 C C T V 2005 創新盛典は、選考結果を正式に発表した。26 件のイノベーション製品が 1000 件に上る参加製品、84 件の入選製品の中から選抜され、それぞれ、“最優秀意匠”、“最優秀機能設計”、“最優秀年度特色デザイン”、“最優秀自主イノベーションデザイン”を受賞した。特に、“最優秀自主イノベーションデザイン”の栄誉に輝いた夏新の D V 携帯電話 A 6 6 0、愛国者 M P E 8 5 8 M P A、聯想〔レノボ〕の天逸 200、海爾〔ハイアール〕の宇宙飛行周波数変換冷蔵庫等は、構想が斬新で、デザインが独特であり、自主ブランドの魅力を十分に表している。

その夜、国务院吳儀副総理は、この創新盛典特別番組に熱情あふれる挨拶を述べている。

フェレロチョコレートに損害賠償 70 万人民元が支払われる

中国知識産権報 2006-1-27

1 月 9 日、天津市高級人民法院は、フェレロ社が蒙特莎（張家港）食品有限公司を相手として訴えた不正競争事件について終審判決を下し、被告に対して、“金莎 T R E S O R D O R E ”シリーズのチョコレートの包装、装飾の使用を停止し、かつ、原告に損害賠償 70 万人民元を支払うべき旨を命令した。

知るところによれば、フェレロの F E R R E R O R O C H E R シリーズのチョコレートは、1984 年に中国大陸で販売が開始され、その特有の包装、装飾は、顕著な視覚上の特徴と効果を有しており、幅広い消費者の人気を博している。この後、このシリーズのチョコレートは、困難な課題に直面した。球状のチョコレートは、殆どすべてがこれと包装が類似した金色の“上着”をまとっていることである。F E R R E R O R O C H E R シリーズのチョコレートの包装、装飾の全体的デザインの適法な権利利益を擁護するため、フェレロ社は、法律の武器をとって、自社の権利利益に保護を受けさせた。

上海張小泉は、権利侵害で損害賠償 8 万人民元を言い渡される

中国知識産権報 2006-1-27

“南に張小泉あり、北に王麻子あり”と謳われる、340 余年の歴史を有する“張小泉”は、一貫して中国の刃物市場の半分のシェアを占めているといえる。杭州“張小泉”はさみについていえば、知らぬ者はないというべきほどである。しかしながら、多くの人は、上海にも“張小泉”と称する一軒の刃物店があることまでは知らない。この前にも、“張小泉”商標と商号をマラソン式訴訟で争って足掛け 6 年近くにも及んでいた。2004 年末、杭州張小泉は、再度、商標権侵害及び不正競争で上海張小泉刃物本店を被告として人民法院に訴えを提起した。最近、杭州市中級人民法院は、判決を下し、上海張小泉刃物本店に対し、その生産、販売する製品及び包装のラベルに“張小泉”商標を使用することを直ちに停止し、杭州張小泉グループが被った経済的損害 8 万人民元を賠償するべき旨を要求した。

2005 年中国知的財産十大ニュースが発表される

中国知識産権報 2006-1-16

2005 年中国知的財産十大ニュースが選ばれ、過日、発表された。“胡锦涛主席が、わが国はイノベーション型国家を建設しなければならない、と強調”、“国家知的財産戦略の策定作業が正式に開始される”、“HiSense 商標が失われ、回復されるが、依然、警鐘を鳴り響かさなければならない”が高得票で 2005 年十大ニュースの上位一、二、三位に選ばれた。

上の三大ニュース以外には、“わが国で初めて大型全国的知的財産キャンペーンが実施される”、“信芯〔ハイビュー〕が中国カラーテレビの無チップ時代を終わらせる”、“奇瑞 QQ と通用汽車は、争いから友好へ”、“中国企業はソニーの故郷で日本特許の無効訴訟に勝利する”“わが国は、7 億人民元を投資して企業の自主ブランド育成を助成する”、“聯想〔レノボ〕は、象を呑み込む蛇を演じ、IBM グローバル PC 業務を買収する”及び“世界初の BT 権利侵害事件で罪状が言い渡される”がいずれも十大ニュースに入選した。

今回の選考委員会に参加した委員は、いずれも中国国内の知的財産分野から来ている有名な専門家、学者らであり、選考手続は、公正、民主的なものであることから、選考結果は極めて高い権威性を有している。

人民法院が受理した知的財産事件は、三割近く増加する

中国知識産権報 2006-1-16

1 月 5 日、北京で開催された全国高級人民法院院長会議で明らかにされた

ところによれば、2005年1月から11月まで、全国の人民法院で受理された知的財産刑事事件は合計3250件で、同比28.21%が増加した。受理された知的財産民事第一審事件は1万2700件で、同比26.94%が増加している。昨年1月から11月までで人民法院が受理した知的財産事件は、三割近く増加している。

判っているところによれば、中国の知的財産民事裁判の質と効率は、さらに一層向上しており、全社会は、知的財産の司法による保護にさらに関心と信頼を寄せている。2005年1月から11月までで、人民法院は、知的財産事件において、法律に基づき訴訟前の仮の措置を適用して、適時に権利侵害行為を停止させ、権利者の損害の拡大を効果的に防止してきており、訴訟前差止めと訴訟前証拠保全の実際の許可率は、それぞれ88.89%と76.2%に達している。知的財産事件の和解、取下げ率は58.38%に達しており、再審事件は、41件が新たに受理されたのみである。

北京三友知識産権代理有限公司

北京本店
住所：北京市西城区金融大街35号
国際企業大廈A座16層
郵便番号：100032
電話：+86-10-8809-1921
+86-10-8809-1922
ファクシミリ：+86-10-8809-1920
E-mail：info@sanyou.sina.net
E-mail：syp@sanyou.sina.net
URL：www.san-you.com

日本代表処：
駐日代表 畠山 敏光
住所：〒102-0072 日本国東京都
千代田区飯田橋4丁目
5番12号 岩田ビル5階
電話：+81-3-3512-5021
ファクシミリ：+81-3-3512-5026
E-mail：sanyou_japan@yahoo.co.jp

